

## 平成21年度 第26回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成22年1月19日（金）午前10時00分～午後0時03分

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	高橋敬一
委員	佐蔵絢子

#### 【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	西尾孝之	給与課長	稲田将
副主幹	懸樋順一	副主幹	松本秀樹
副主幹	川口豊長		

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 平成21年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（追加募集：警察事務））の実施について

議案第2号 選考により採用することができる職に係る承認について

議案第3号 人事委員会規則及び通知の一部改正について

議案第4号 職員団体の登録について

議案第5号 職員の職務に専念する義務の免除について

議案第6号 職員の昇任選考について

報告第1号 職員の懲戒処分について

#### 協議等事項

- 1) 平成22年度の職員採用試験について
- 2) 准看護師の業務に従事した経歴を有する看護師の経験年数について
- 3) 県職員給与のあり方の検討について
- 4) 行政委員会の委員報酬の日額化について

### 5 会議の公開・非公開

議案第6号、報告第1号及び協議等事項を非公開とした。

## 6 議 事

### (1) 議案第1号

平成21年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（追加募集：警察事務））の実施について、事務局が説明した。

#### 【説 明】

##### ① 試験の概要

ア職種・採用予定者数

職種	採用予定者数
警察事務	2名程度

イ受験資格

(ア) 年齢要件

昭和61年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人。

(イ) 国籍要件

日本国籍を有していること。

ウ試験日程

受 付 期 間		2月1日(月)～10日(水)(消印有効) (インターネット受付：2月1日(月)午前0時～10日(水)午後12時)
第1次試験	試 験 日	2月28日(日)
	試 験 会 場	県警察本部庁舎会議室、鳥取市文化センター
	試 験 種 目	教養試験(多肢選択式)、作文試験
	合格者発表日	3月18日(木)(予定)
第2次試験	試 験 日	4月2日(金)(予定)
	試 験 会 場	県警察本部庁舎会議室
	試 験 種 目	人物試験(個別面接)、適性検査、身体検査
	採用候補者発表日	4月19日(月)(予定)

※第2次試験は、警察本部に委任して実施。

(注) 第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行います。(第1次試験合格者のみ採点します。)

##### ② 広報

平成22年1月22日付けの鳥取県公報に登載し、別途受験案内を作成する。

### (2) 議案第2号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明した。

#### 【説 明】

##### ① 申請のあった職

学芸員(地学担当)の職又は学芸員(地学担当)の職務に準ずる職務に従事する職員の職

##### ② 採用予定者数

1名

##### ③ 採用予定日

平成22年4月1日

##### ④ 申請理由

専門知識を必要とする職の定数が新設されることが予定されるため、業務に必要な知

識や能力を有する者を採用者として確保することが必要である。

なお、当該業務において、博物館に関する知識を有する学芸員の資格は望ましい資格ではあるが必ずしも不可欠なものではなく、学芸員の資格を応募の要件とするとかえって優秀な者を確保できなくなる恐れがあるため、応募要件とはしない。採用する職は、試験により合格した者のこの資格の有無によりいずれかの職とするものである。

⑤ 選定方法

教育委員会において採用試験を実施。

試験内容

- ・論文審査：これまでの研究業績等に関する論文の審査
- ・論文試験：公務員として必要な見識、思考力、表現力などの能力についての筆記試験
- ・人物試験：個別面接による人物及び専門的知識についての口述試験

受験資格

- ・昭和49年4月2日以降に生まれた者（平成22年4月1日時点で満35歳以下の者）
- ・大学等で地学又は古生物に関する分野を専攻して卒業又は修了した者（見込みを含む。）

学芸員資格の有無

合格者が学芸員資格を有していれば学芸員として、資格を有していなければ学芸員補として採用する。

⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また選定方法も適当であると判断する。

【質 疑】

委 員

今までと選考方法が違う。なぜこのようにするのか。

事務局

今までは一次と二次を分けて実施していたが、今回は期間がないのでまとめて行う。

(3) 議案第3号

人事委員会規則及び通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

① 規則・通知の名称

【規則：改正】

- ・人事委員会の事務の専決及び代決規則

【通知：改正】

- ・職員の任用に関する規則の解釈及び運用方針

② 改正概要

ア 人事委員会の事務の専決及び代決規則

人事行政上緊急を要し、かつ、人事委員会を開催するいとまがないときに事務局長が専決することができることについて規定する。

イ 職員の任用に関する規則の解釈及び運用方針

平成20年4月1日付けで労働安全衛生規則第43条が規定する雇入時の健康診断に

おける検査項目が改正されたことに伴い、採用選考請求の添付書類である身体検査書（様式第6号）の検査項目を改める。

**【質 疑】**

委 員

専決・代決できる事項に特に制約はないのか。

事務局

本質的に制限はある。地方公務員法上の中でも行政事務的なものでないと事務局長に委任できない。法律が定める委任権限の中でということ。後から報告して承認を受けなければならないので、当然、事前に内容をお知らせする。

委 員

議案1号みたいなのは該当するのか。

事務局

実施決定は重要なので、専決はできないと考える。

委 員

何か事案があるから今出しているのか。暇がない何かがあるから今改正するのか。

事務局

特別に今何かあるというわけではないが、例えば先日の義務免のように時間がないときにいきなりきて急遽開かないといけないという事案が出てきたときに先決できるようにするもの。乱発するつもりはない。試験等となると協議いただいた方がいいと思う。課長級以上の採用選考・昇任選考については委員会に諮らなければならないが、急遽、事情があって、例えば異動案が代わって別の人を昇任させなければならないといった事案が出てきた場合にはなかなか集まっていたくのが難しい。発表の時期の関係もある。そういったときには利用させていただくかもしれない。

委 員

議案1号みたいなのは重要なんだろうが、私的な判断というのは難しい。

事務局

どちらにしても日程調整ができるということであれば委員会を開催して協議させていただく。あまり制限し始めるときりがなくなるので。

委 員

あくまで例外ということ。

**(4) 議案第4号**

職員団体の登録について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

**【説 明】**

職員団体の新規登録について申請があり、適当と認められるので申請のとおり登録を行おうとするもの。

**① 申請者**

八頭郡八頭町下門尾196 メゾンステルB104  
八頭町図書館司書職員労働組合

執行委員長 山口志保子

- ② 申請の内容  
職員団体の新規登録
  - ③ 根拠法令  
地方公務員法第53条  
職員団体の登録に関する条例第2条、第3条  
八頭町と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約第1条
  - ④ 申請書の審査の結果  
職員団体登録申請書及びその添付書類の記載事項はいずれも適正である。
  - ⑤ 登録年月日  
議決日
  - ⑥ 添付資料
    - (1) 職員団体登録申請書
    - (2) 規約
    - (3) 規約の制定に関する証明書
    - (4) 役員選挙に関する証明書
    - (5) 重要な行為の決定（上部団体への加入）に関する証明書
    - (6) 組織に関する証明書
- (5) 議案第5号  
職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

**【説明】**

鳥取県教育委員会から職員の職務に専念する義務の免除について申請があり、相当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

- ①承認期間  
参加日程（2月4日～2月10日）のうち勤務を要する日
- ②根拠法令  
「職務に専念する義務の特例に関する規則」第2条
- ③承認理由
  - ・類似の事例について過去の承認は次の基準によっている。
    - (1) 国際競技大会に参加する場合
    - (2) 国際競技大会の参加がほぼ確実な職員がその予選会に参加する場合  
※事前合宿への参加を含む。
  - ・当該職員は、財団法人日本オリンピック委員会から認定を受けたオリンピック強化指定選手である。
  - ・当該職員の当該競技における実績を勘案すると、(2)に該当し、職務専念義務を免除することが相当と認められる。
- ④ 承認日  
議決日

【質 疑】

事務局

今後は、類似案件を整理し包括承認に向けて検討したい。

(6) 議案第6号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格することに決定した。

【説 明】

鳥取県知事から課長級以上の職への昇任の選考請求があったもの。

(7) 報告第1号

職員の懲戒処分について、事務局が説明した。

(8) 協議等事項

①平成22年度の職員採用試験について、事務局が説明した。

②准看護師の業務に従事した経歴を有する看護師の経験年数について、事務局が説明し、協議した。

③県職員給与のあり方の検討について、事務局が説明し、協議した。

④行政委員会の委員報酬の日額化について、事務局が説明した。

7 次回の人事委員会の開催
---------------

平成22年2月5日（金）午前10時00分から開催することとした。